

高知県教育委員会 会議録

平成25年10月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成25年10月22日(火) 13:30

閉会 平成25年10月22日(火) 15:10

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	中澤 卓史

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	勝賀瀬 淳
〃	教育次長	中山 雅需
〃	参事兼小中学校課長	永野 隆史
〃	教育政策課長	岡村 昭一
〃	教職員・福利課長	彼末 一明
〃	学校安全対策課長	沢近 昌彦
〃	幼保支援課長	原 雅彦
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	特別支援教育課長	川村 泰夫
〃	生涯学習課長	安岡千真夫
〃	新図書館整備課長	渡辺 憲弘
〃	文化財課長	彼末 和幸
〃	スポーツ健康教育課長	葛目 憲昭
〃	人権教育課長	赤間 圭祐
〃	教育センター所長	濱田久美子
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	溝渕 松男 (会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	近森 公夫 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

- 委員長 10月定例委員会を開催する。
 教育長 (提案説明)
 委員長 本日の付議事件第2号と第3号は、個人の情報を含む議案のため、非公開として取り扱うこととする。
 賛成の委員は挙手をお願いします。
 各委員 全員挙手
 委員長 付議第2号と第3号は非公開の取扱いとする。

【報告第1号 新図書館等の実施設計について（新図書館整備課）】

○新図書館整備課長 説明

○質疑

委員	名称が新点字図書館及び新図書館となっているが、最終的に“新”が付くことになるのか、もしくはこれは仮称なのか。
事務局	仮称である。施設の呼び方や愛称等も募集して決定したいと考えている。
教育長	設置管理条例上は県立図書館、市立市民図書館となるが、便宜上、仮の名称として新図書館としている。
委員	子ども科学館も仮称である。科学館の名称については、色々な議論があることから、強調するために資料にも（仮称）と明記している。最終的には、高知市の施設なので、高知市が決定することになる。
事務局	科学館の施設は狭小なので、展示等の運営をうまく考えないと飽きられてしまう不安がある。開館までのスケジュールをみると、操作・運営研修等の運営準備が直前の3カ月だけとなっているが、展示の設計を含めて、運営が関わりながらやっているとパッケージングされた展示物をただ運営するのであれば、盛り上がるような展示にならないと思う。
事務局	運営面については、最終的には高知市の判断になるが、実際に運営を担当する市の職員を中心に協議をしている。とはいっても、行政職員だけでは難しい面もあるので、専門家を集めてアドバイザー会議を立ちあげて、ご指摘の内容も含め運営方法について協議してもらうこととしている。
委員長	高知市が運営のことも決定するのか。
教育長	設置者は高知市であるが、県も意見交換をしながらやっていくことになる。県も財政支援しており、新点字図書館や子ども科学館（仮称）にしても、高知市民だけを対象にしたものではなく、県下全域を対象として設計し、併せて運営も行うようにと協議を行ってきている。
委員長	名称が子ども科学館となると、小学低学年が対象になるような印象

教育長	を受ける。
委員長	大人でも青年でも来ていただいたらいいが、こちら側のターゲットとしては、子どもを中心にした展示や運営になってくると思う。
事務局	運営方法（体制）の詰めはこれからなのか。
委員長	これまでも運営について協議してきているが、2つの組織なので、難しい面もあり、詳細についてはこれからである。
委員	難しいのは分かるが、そこをそのままにしておく課題が残るので、是非解決してもらいたい。
事務局	今まで気づかなかったが、駐輪場は地下1階だけなのか。
委員	設計図上の地下1階というのは、地下というよりも掘り下げた部分というイメージであり、2層に駐輪場を設置することになっている。
事務局	併せて追手筋側にも駐輪場を設置することとしている。
委員	カフェはどこが運営することになるのか。
事務局	プロポーザル方式でやるのかも含めて、これから検討することになる。
委員長	開館時期は、当初の予定と比較してどうか。
事務局	南海トラフ地震の関係で、半年近く遅れている。元々は27年度の夏もしくは秋の予定であったが、年度末の3月になっている。
教育長	どの時点当初にするかにもよるが、元々の予定では、高知市の合併特例債を使わないと建てることができないということで、フルスピードで推し進めていた。しかし法改正によって、合併特例債の利用期限が延長されたことから、無理して進める必要がなくなり、通常のスปีド感で進めることとした。そこへ、東日本大地震が起き、免震の設計をどうするかを再検討したことにより、さらに遅れることとなった。
委員	永国寺町にある「子どもの図書館」は、どうなるのか。
教育長	生涯学習課の所管で別組織である。県有の使用しない施設を活用して、NPO（民間）の方々が運営を行っており、県や市の図書館の一部ではない。永国寺町にあるが、活動は高知市の子どもだけを対象とするのではなく、県下一円で行っている。
委員	子ども科学館の展示アイテムは、流動性をもたせないと飽きられてしまうとの話があったが、展示アイテムは現状のままなのか。
事務局	当面の常設展示はこのままでいくが、常設展示とは別に企画展示スペースを設け、時期時期に企画展示を併せて行うことにしている。その企画については、他の関連施設等と連携して飽きられないように運営していく予定である。
教育長	プラネタリウム等のデジタルコンテンツ等は、飽きられないように回転させなければならないし、企画展示は企画によって変えていかなければならない。常設展示は一定期間は変わらないが、見直す必要もある。モノによって展示期間が違うことになる。

委員	5Pの設計図によると、一般人の入り口は1階では1カ所になるのか。
事務局	1階は、主の出入口（南東）と南側の南出入口、北側の北通用口と北出入口（駐車場から来た場合）の計4カ所になっている。追手筋側からは2階へ行けるようになっている。
委員	追手筋側からは、エレベータで行くことになるのか。
事務局	階段で上がることになる。
委員	追手筋側には、全て歩道に屋根が付いているイメージなのか。
事務局	屋根というより廂（ひさし）のイメージで、図書館の敷地内における廂である。その区間は雨に濡れずに移動できるようになる。
委員長	高さが38mだと、高知追手前高校の時計台の高さと比べてどうか。
事務局	時計台が28mなので、それよりさらに10m高いことになる。プラネタリウムのドームが飛び出しているのが高くなっているが、それを除くと33mになる。
教育長	高くなったのは、津波対策の結果でもある。
委員長	この場所は1.5mの津波だったと思うが、2階へ避難すれば大丈夫ということか。
事務局	そのとおり。
委員長	新図書館等の実施設計の概要報告であった。よろしいか。
各委員	異議なし

【付議第1号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案（生涯学習課）】

○生涯学習課長 説明

○質疑

教育長	平成23年4月に、野市の青少年センターだけでも禁煙にしてはどうかと思いきって敷地内禁煙にしたが、苦情や要望が非常に多いことから、分煙にする判断をした。これまで喫煙したい人は、遠くの敷地外に出て喫煙しなければならなかった。
委員	県立学校も原則敷地内禁煙としているが、どうしても喫煙したい人が、敷地外へ出て喫煙することになると、例えば高知追手前高校で喫煙するとなると、敷地外へ出れば多くの市民の目に触れることになり、見栄えが悪いとの苦情がたくさん届くようになった。そこで、学校が目立たず外からも生徒からも見えない場所で喫煙できる場所を用意できれば、学校の申請によって許可をするようにした。
委員	ねんりんピックのような大きな大会であっても、この1カ所の喫煙場所なのか。

事務局 委員長	そのとおり。 パブリックコメントでの意見のように時代に逆行しているとの考えもある。
教育長	パブリックコメントの意見は、要は「喫煙させるな」という意見だと思うが、それはなかなか難しいので、無理やり喫煙できないように、せめて規定しようとしたものである。せっかく意見をいただいているので、少し加味させていただいた。
委員長 事務局 委員 教育長 委員長	この喫煙場所は、周囲に煙が行かないような施設にするのか。そのままの屋外である。 屋根が無いと雨が降った場合など、喫煙しにくいのではないか。 喫煙しやすいように考えるのではなく、しにくいように考えている。 学校の全面禁煙は、生徒達の喫煙に対していい方向に働いてきたと思う。以前は教員にも喫煙者が多数いたが、これにより減少している。確かに街中の学校周辺で教員が喫煙をしていると見栄えが良くないので、やむを得ない措置だとは思う。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 平成25年度教職員等表彰受賞者の決定議案（教職員・福利課）】

- 教職員・福利課長 説明
- 質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第3号 平成25年度児童生徒表彰（前期）受賞者の決定議案（教職員・福利課）】

- 教職員・福利課長 説明
- 質疑

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

付議第1号～第3号 原案どおり議決